

木造住宅の耐震診断をしてみませんか？

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅は、地震の揺れで倒壊する危険性が高いと言われています。甘楽町では、町民の皆さんが安全で安心した生活のできる災害に強い住環境の整備を促進するため、町内の木造住宅の耐震診断に対する助成を行っています。

1. 事業の概要

◆ 対象住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）であること。
- ② 平屋建て又は2階建てのものであること。
- ③ 在来軸組構法によって建築されたものであること。
- ④ 自己の所有する、かつ、居住している住宅であること。

◆ 対象者

- ① 甘楽町に住民登録している者
- ② 町税等の滞納がない者

◆ 申込み方法

申込みをご希望の方は「木造住宅耐震診断申請書」を建設課都市計画係へ提出してください。なお、添付書類は次のとおりです。

- ① 住民票の写し又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書
- ② 権利書の写し
- ③ 納税証明書（国税及び地方税について未納がないことの証明書）
- ④ 対象住宅の家屋証明書
- ⑤ 建築確認通知書の写し
または位置図、筋交い等軸組の種類が記載された平面図及び現況写真（2面以上）
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

◆ 木造住宅耐震診断を行う者（業者）

（一社）群馬県建築士事務所協会に登録された耐震診断調査資格を有する者

◆ 耐震診断の内容

耐震診断者が設計図等をもとに調査を行い、地震に対する強度や、倒壊する可能性の有無等について簡易診断を行います。

◆ 耐震診断の費用

- ① 耐震診断費用：個人負担はありません。
- ② 交通費：個人負担となります。（一律1,000円を耐震診断者に直接お支払いいただきます。）

※建築確認書類がない場合は、別途費用が発生しますので、ご相談ください。



2. 事業の流れ

耐震診断申請書の提出

耐震診断申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、甘楽町役場 建設課 都市計画係へ提出してください。



耐震診断決定通知書の通知

申請内容を審査し、耐震診断決定通知書により通知します。



耐震診断の実施

耐震診断者と日程調整した上で、現地調査を行います。
耐震診断者が訪問した際、交通費相当額の1,000円を耐震診断者へお支払いいただきます。



結果報告書の通知

診断結果については、町から木造住宅耐震診断結果報告を通知します。

耐震診断の結果が悪かったときは…

耐震改修工事等をご検討ください。

～木造住宅の耐震改修工事、耐震シェルター等の設置工事にかかる費用の一部を補助します～

甘楽町木造住宅耐震診断事業による耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅については、耐震改修工事費の一部及び耐震シェルター又は防災ベッドを設置するためにかかる費用の一部を補助します。

※1戸の住宅に対して、耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事の両方の助成を受けることはできません。

住宅の耐震診断・耐震改修の勧誘にご注意ください！

- ・耐震改修促進法では建物所有者に耐震診断・耐震改修に努めることを示していますが、義務付けてはいません。
- ・チラシや電話での強引な勧誘や工事を強要された場合は、都市計画係または消費生活センター（☎0274-74-3306）までご相談ください。



【お問い合わせ先】

甘楽町 建設課 都市計画係 TEL 0274-64-8322